

未来につながる 今の暮らしのために

すべてのこどもに「家庭」を…



松本赤十字乳児院 里親支援センターひまわり

目 次

I	「今、なぜ里親？」 ……	2
1	あたりまえの「家庭」の暮らしをこどもに……	2
2	「施設」から「家庭」の暮らしへ……	3
II	ファミリーパートナー……	6
1	ファミリーパートナーとは……	6
2	「養育チーム」の考え方……	6
3	パートナーになるためには……	7
4	パートナーの推進と養育支援の体制……	10
5	パートナーへの主な養育支援……	12
6	ファミリーパートナーの取り組み状況……	14
III	私たち（里親支援機関）の理念・ビジョン……	15
IV	Q&A ……	17

I 「今、なぜ里親？」

I あたりまえの「家庭」の暮らしをこどもに・・・

<日本の現状>

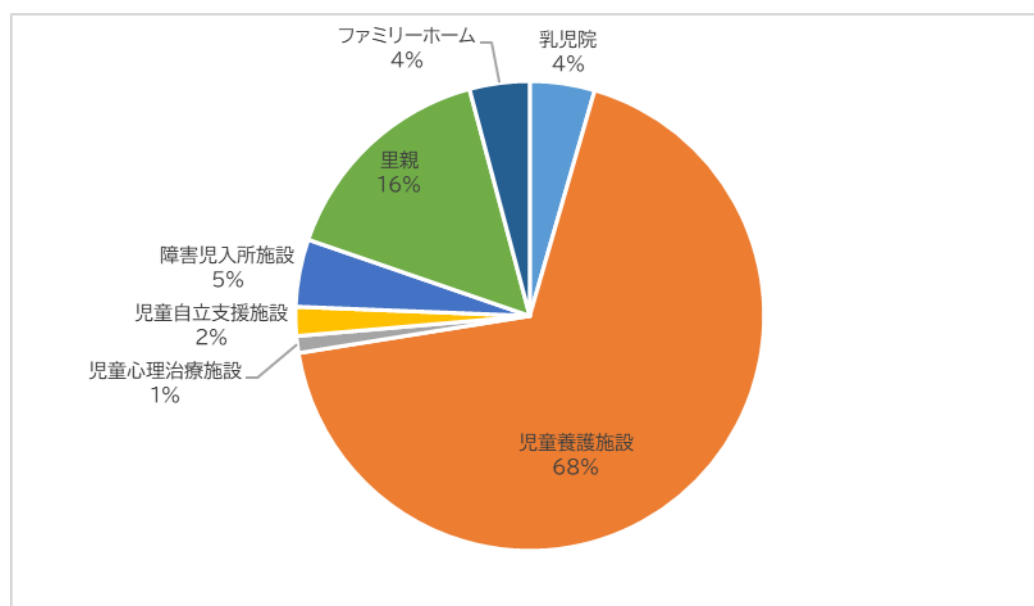
日本には、親（保護者）の病気や養育力の不足（虐待の問題も含まれます）、経済的な問題など、さまざまな事情により、実の家庭で生活できないこどもが約4万2千人います。

このようなこどもたちを公的な責任で社会的に保護・養育することを「社会的養護」といいます。

私たちが住む長野県でも、約600人※1のこどもたちが家庭を離れ、「里親家庭」や乳児院・児童養護施設などの「施設」で生活しています。

家庭から離れて生活しているこどもたちの生活場所（県内）

乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	障害児入所施設	里親	ファミリーホーム
27人	410人	7人	12人	28人	94人	25人



※1 2025年3月末現在 603人（長野県業務概要）

里親・ファミリーホーム、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・障害児入所施設で暮らすこどもの数。（障害児入所施設については契約による入所を除く）

参照：「業務概要」（長野県）

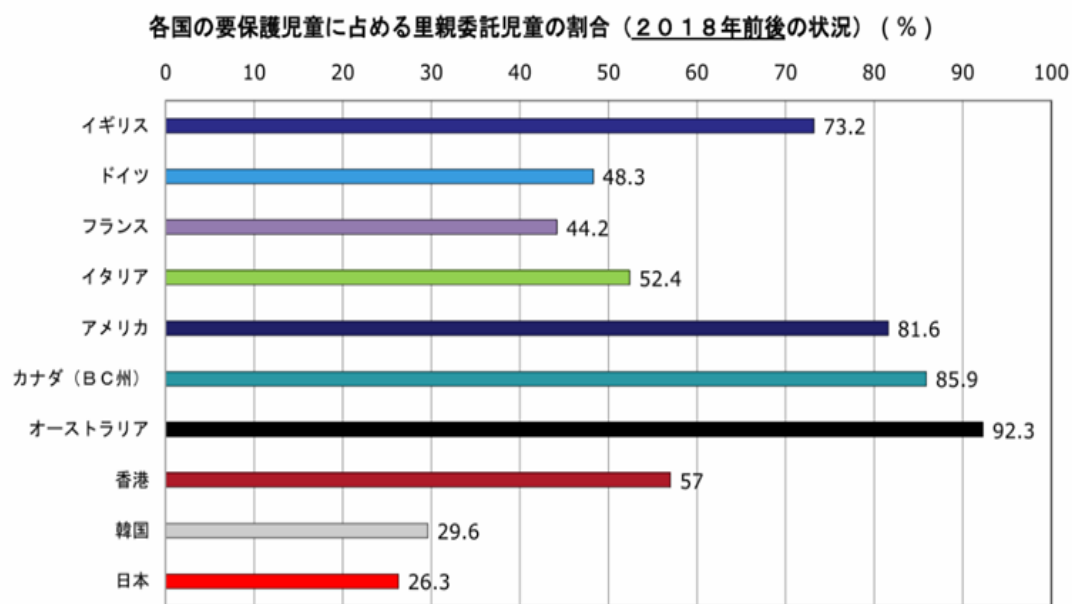
2 「施設」から「家庭」の暮らしへ

＜国際的な状況＞

さまざまな事情により実の家庭で生活できないこどもたちは、「里親家庭」または乳児院や児童養護施設などの「施設」で暮らしています。日本ではこれまで「施設」での養育が主流となっており、こどもたちの約8割が「施設」で暮らしています。

しかし、国際的にみると、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダなどでは、7割以上のこどもたちが「里親家庭」で暮らしており、実の家庭を離れたこどもの養育を可能な限り「施設」ではなく「家庭」で行うということが国際的な考え方となっています。

（参考）諸外国の要保護児童に占める里親委託児童の割合（2018年前後の状況）（％）



※「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書」（令和2年度厚生労働省先駆的ケア策定・検証調査事業）

※日本の里親等委託率は、令和6年度末（2025年3月末）

※ドイツ、イタリアは2017年、フランス、アメリカ、カナダ（BC州）、香港は2018年、イギリス、オーストラリア、韓国は2019年の割合

※里親の概念は諸外国によって異なる。

参照：「社会的養育の推進に向けて」（こども家庭庁）

＜こどもにとっての「家庭」生活の重要性＞

こどもは、いつもそばで見守り、自分ひとりに合わせて育んでくれる「特定の大人（通常は実親など）」との関係を土台にします。その安心感があって初めて、地域社会での交流や体験を通じ、心身ともに成長することができます。

「家族一緒に食卓を囲み、お風呂に入り、絵本を読んでもらう。一緒に眠り、誕生日をお祝いし、近所や親戚の方々に見守られながら成長する」そんな当たり前の「家庭」の暮らしが、こどもたちにとっては、かけがえのない宝物です。

特に、こどもの発達において極めて重要な「アタッチメント」の形成には、特定の大人との丁寧な関りは欠かせません。

アタッチメントとは…こどもは、不安や恐れを感じる危機的な状況に際して、特定の他者に近づき、くっつくことで安心を得ようとします。このとき、周囲の人がネガティブな感情を適切に受け止め調節してあげる経験を重ねることで、こどもは「自分は大切にされる存在だ」という自己肯定感を育みます。安定したアタッチメントは、他者の信頼感や自立性を芽生えさせ、新しい世界へ踏み出すための「心の安心基地」となります。

＜児童福祉法の改正と国際的な流れ＞

1994年に日本が批准した「児童の権利に関する条例（子どもの権利条約）」や2009年採択の「子どもの代替的養護に関する国連指針」では、こどもが家族による養育を受けられるように支援すべきこと、それが不可能な場合や不適当な場合には里親委託や養子縁組など、家庭的な環境での養育が望ましいことが示されています。日本でもこれまでは「施設」が大きな役割を果たしてきましたが、こうした国際的な流れを受け、平成28年（2016年）に児童福祉法が抜本的に改正されました。こどもは「保護対象」ではなく「権利の主体」であることが明確化され「家庭養育優先」の理念が規定されると、特に乳幼児については家庭での暮らしを原則とする方針が示されました。今後は、実家庭への養育支援を充実させるとともに、「施設」※ではなく「家庭」での暮らしを地域全体で実現していくことが求められています。

※この動きに伴い、施設には、「より難しい課題を抱えたこどもの専門的ケア（高機能化）」や「地域における里親養育支援（多機能化・機能転換）」といった新たな役割が期待されています。

＜すべてのこどもに「家庭」のぬくもりを＞

日本においても、ひとりでも多くのこどもたちが「家庭」で暮らせるように、取り組みが進められています。

実の家庭を離れざるを得ないこどもそれぞれのニーズに応えるためには、こうしたこどもを一定の期間ご自分の家庭に預かり、こどもをその親（保護者）の代わりに育ていただける「養育里親」が、それぞれの地域にこどもの数以上に必要です。しかし、現状ではその担い手がまだまだ足りていません。

さらに「養育里親」を支えるためのサポート体制の充実や、こどもや「里親家庭」を取り巻く地域社会の理解が欠かせません。

そこで私たちは、家庭養育の担い手となる「養育里親」の確保とその養育支援体制の充実を目指し、「ファミリーパートナー」の取り組みをスタートさせました。



Ⅱ ファミリーパートナー

Ⅰ ファミリーパートナーとは

私たちは、「養育里親」について、私たちとの協力・連携のもと、自分の家庭で暮らす事のできないこどもを預かり育む存在だと考えています。それは、こどもの成長を支えるだけではなく、実親を応援する存在でもあります。里親は非常に重要なこども福祉の担い手（制度）ですが、社会的な理解はまだ十分ではありません。そのため、以下のような誤解や不安を持たれることがあります。

- ・実親の不安：「こどもを奪われてしまうのではないか？」
- ・周囲の誤解：「こどもを養子にする（特別養子縁組）のか？」

こうした誤解を解き、より多くの方に活動を知ってもらうため、私たちは「ファミリーパートナー（以下、パートナー）」という愛称で、担い手となる家庭を積極的に募集しています。

【対象地域】

松本市、塩尻市、安曇野市

2 「養育チーム」の考え方

こどもの養育には、大きな喜びもある一方で、悩みや苦勞もつきものです。特に、環境の異なる家庭や施設からこどもを迎え入れるには、以下のような特性の難しさを伴うことがあります。

- ・こどもとの信頼関係づくり
- ・これまでの成育環境を背景とした行動への理解と対応
- ・実親との信頼関係への配慮

そのため、私たちはパートナーとの信頼や協働関係を大切にし、共にこどもの育ちを支える「養育チーム」として、パートナーと協働してこどもの養育にあたります。また、この取り組みは児童相談所をはじめとした地域の「協力機関」の理解と協力があってこそ成り立つものです。各機関の役割や強みを活かし、チーム一丸となってサポートを行います。具体的な支援については12ページに示してあります。

3 パートナーになるためには

<養育里親としての登録>

パートナーになるためには、児童福祉法等の要件を充たし、県から「養育里親」として認定・登録される必要があります。

そして何よりも、「私たちと信頼関係を基盤としたチームとして、連携・協力しながらこどもの養育に当たることができる」という見通しを互いに持てることが大切です。

<主な要件>

- ・心身ともに健康で、こどもの養育に支障がないこと
- ・こどもの養育に対しての理解と熱意があること
- ・こどもへの豊かな愛情を有していること
- ・経済的に困窮していないこと
- ・里親希望者及び同居人が、法律に定める欠格事由に該当しないこと
(児童相談所を通じて本籍市町村等へ照会を行います)

<家庭の状況>

- ① 家庭生活が円満に営まれていること
- ② 配偶者がいない(単身)場合は、以下のいずれかを満たすこと
 - ・こどもの養育経験がある。
 - ・専門資格(保健師・看護師・保育士等)を有している。
 - ・同居する成人親族、養育を補助できる協力者がいる。
- ③ 親族(親やきょうだい等)が、こどもを受託することに同意し協力的であること
- ④ 同居家族等に、常に介護が必要な人がいないこと
(委託されたこどもの養育に影響を及ぼさない場合を除く)

これらの要件に加え社会的養護の理解、関係機関との連携姿勢、住居環境の確認などが求められます。

<パートナー登録の流れ>

1

(相談)

まずは、里親支援機関へお問い合わせ、ご相談ください。
どのような些細なことでも結構です。

2

(ガイダンス)

制度の詳細や気になることについて、丁寧にご説明します。
里親について考えたきっかけや、ご家族の状況についてもお聴きします。

3

(面接・家庭訪問) 計5回程度

あなたのお考えや家庭状況など、さまざまなことをお聴きします。要件・基準等を満たしているのか確認いたします。
申請書類等についてもご提出いただきます。

4

(集合研修・施設実習) 計6日間

基礎研修(1日)・登録前研修(2日)や、その後の、乳児院および児童養護施設での実習(3日)により必要な知識やスキル等を学びます。

5

(審査)

県社会福祉審議会(里親審査部会)での審議を踏まえ、県が認定の可否を判断します。

6

(登録)

養育里親として県に登録され、今後チームとして活動していくことを確認した上で、パートナーの仲間入りです。

※相談～登録までの期間は、相談のタイミングや希望者の状況によりさまざまですが、概ね1年～1年半くらいとなっています。また、登録後は5年に1回、更新研修(研修・実習各1日)を受講して里親登録を更新する必要があります。

＜私たちの考える望ましいパートナー（家庭）像＞

養育に対する姿勢

- ・こどもが好きでこどもの養育に意欲を持ち、こどもの気持ちや権利を大切に考えている。
- ・個人情報（氏名・成育歴等）を適切に管理し、こどものプライバシーを守ることができる。
- ・里親養育はこどものための制度であることを理解している。
- ・こどもをありのまま受け入れようとする。こどもの背景や特徴等を理解し育てようとする。
- ・困ったことなどを相談できる。関係機関と連携、協力して養育できる。

社会性・コミュニケーション

- ・約束（提出期限・面談の日時等）が守れる。連絡が取れる。
- ・物事を幅広く柔軟に考えることができる。
- ・開かれたコミュニケーションを取ることができる。
- ・里親養育について継続的に学ぼうとする姿勢があり、自分の幅を広げ、成長しようとする気持ちがある。

家庭・家族の基盤

- ・家庭内（夫婦間や実子との間）で登録についての思いや考えを共有している。
- ・家庭内で意見を言い合えたり、お互いに相手を尊重できる。
- ・生活上の大きなトラブルや負担を抱えておらず、こどもを養育する肉体的、精神的、時間的な余力がある。
- ・親族（親・きょうだい）、職場、近隣等に説明し、理解や協力を得ることができる。

※これらが完璧である方（家庭）でないとパートナーとして相応しくない…ということではありません。ただし、全体としてまたは個別の項目について、お考えや状況が大きくかけ離れている場合は、パートナー（養育里親）としては相応しくないのかもしれませんが、チームと一緒に、これらを目指していただける方（家庭）にパートナーとなっていたきたいと考えています。

4 パートナーの推進と養育支援の体制

パートナーの取り組みは、里親支援機関が中心となり、関係機関の理解や協力・助言を得て推進していきます。

里親支援機関とは、

- ① 里親のリクルート及び里親登録手続き
- ② 里親に対する研修
- ③ こどもと里親家庭のマッチング
- ④ こどもの里親委託中における里親養育への支援
- ⑤ 里親委託解除後におけるアフターフォロー

これら一連の過程において、こども（及び親・保護者）にとって質の高い里親養育を実現するために、（養育）里親に対してさまざまな支援を包括的に行う期間です。

<里親支援機関と地域の連携>

位置付け	機関	役割
メイン機関	松本赤十字乳児院 里親支援センターひまわり 松本児童園 フォスタリング機関わたげ 松本児童相談所 フォスタリング機関家庭養育推進係	・リクルート活動 ・里親登録手続き ・里親に対する研修 ・マッチング ・委託中の養育支援 ・応援会議の開催 ・アフターフォロー
協力機関	松本児童相談所 松本市こども福祉課 塩尻市こども未来課 安曇野市子ども家庭支援課 里親会	・リクルート活動への協力 ・委託中の養育支援等への協力 ・応援会議への参加

<「養育チーム」を中心とする「里親養育」>

パートナーと私たちが「養育チーム」を作り、双方が一体となりこどもを受託します。里親支援機関が窓口となり、関係者・関係機関との連携を図りつつ、パートナーの里親養育等に伴走・サポートしていきます。

こどもを受託する際は、こどもとその実家庭を担当する児童相談所の児童福祉司及び児童心理司が「養育チーム」に加わります。さらに、協力機関のほか、こどもの実親や家族・親族、こどもの関係する保育所や学校をはじめとする関係者・関係機関を含めて「応援チーム」を構成し、必要に応じて応援会議を開催します。

<チーム養育のイメージ図>



委託されている（される予定の）こどもやパートナー（希望者を含む）に関する情報を、協力機関においては必要に応じて共有することを予めご承知おきください。

なお、すべての機関が個人情報に関する守秘義務を有しています。

5 パートナーへの主な養育支援

<登録前>

1 疑問の解消と制度説明

疑問ができる限り解消するとともに、不安や心配が少なくなるようパートナーを希望する方に制度や実情の説明を丁寧に行います。

2 「生き方」としてのプロセス共有

パートナーとなること（新しい「生き方」（生活スタイル）の選択）について、そのプロセスを共有してともに考えます。

※特に、こどもの養育は、人生において育まれてきたパートナーの価値観や生活スタイル等の影響を強く受けることとなります。このため、「里親養育」を進めるにあたり、これまでの人生を振り返ってみることは、ご自身をより深く理解することにつながり、安心・安全な養育のために大切なことと考えています。

希望者とともに、夫婦や家庭の持つ強みと弱みについて把握・検討し、こどもを受け入れたときに必要なサポートや社会資源等の活用について情報を提供していきます。

※なお、相互に信頼関係を作ることが難しいと思われる場合や、パートナー家庭の状況等により、こどもにとって安心・安全な里親養育を提供することが難しいと見込まれる場合には、パートナーとなることをお勧めしない場合があります。

<登録後>

1 研修会や交流会の提供

研修会や交流会等を設け、知識やスキルの向上につながるような、また、他のパートナーと顔見知りになり、つながりをつくれるような機会を提供します。

2 児童相談所（児童福祉司）との検討・協議と受託の打診

こどもを担当する児童相談所との検討・協議にもとづき、パートナーに受託の打診を行い、パートナーとともにこどもの受託について検討します。

※パートナー家庭では、家族全員が受託に合意することが必要です。特に、実のお子さんへの説明については工夫や配慮が求められます。お子さんへの説明についてもパートナーと考え、必要に応じて、お子さんをはじめとするご家族に、直接私たちからも説明させていただきます。

なお、委託を決定するのはこどもを担当する児童相談所です。

- ・ 委託が検討されているこどもとパートナー家庭の双方の状況を考慮しながら、円滑に交流が進むようサポートします。
- ・ 委託が予定されるこどもが円滑に新しい生活に移行できるよう、乳幼児であっても、親（保護者）その他関係者と協力してこどもへの説明に工夫・配慮します。
※委託開始前から真実告知（自分の背景や今の状況等について理解ができるよう、こどもの年齢に応じて説明すること。段階的にくり返し行うもの）が行われることを意味しています。
- ・ こどもが生活することとなるパートナー家庭に関して、親（保護者）に対してどのように紹介・説明するのかを児童相談所を交え検討した上で、紹介・説明する機会を設けます。
- ・ こどもの新しい生活が円滑に始まるよう、パートナーとともに保健センター・保育所・学校等の関係機関に情報提供を行い、必要なサポート等について依頼します。
- ・ 児童相談所の方針を踏まえ、こども・パートナーとともに関係者を交え、養育計画を立案します。計画については、その後、一定期間ごとに振り返り、見直します。
- ・ 電話や家庭訪問により委託されたこどもの生活状況を把握するとともに、こどもやパートナーそれぞれの疑問や悩み等に耳を傾け、必要に応じてより望ましいと思われる里親養育の具体的な方法についてパートナーとともに考えます。
※電話・訪問等の養育支援は、パートナーが受けることのできる権利であるとともに、受け入れは必要な義務であるとお考えください。
- ・ こどもの支援、パートナーの養育支援について情報共有や協議をするため、委託されたこどもやパートナーの状況を踏まえ、「応援会議」を開催します。
- ・ 養育に困難な状況が起きている場合（今後予想される場合）には、その軽減や解決に向けた対応について、パートナーとともに考え、市の子育て支援メニューやレスパイト制度の活用など必要なサポートについて調整します。
- ・ こどもと親（保護者）等の交流が行われる場合、児童相談所と協議の上、親（保護者）との連絡窓口となる場合があるほか、親（保護者）とパートナーの関係調整を支援します。
※こどもの権利等の観点から可能な限り保護者等との交流は大切です。里親には、児童福祉法上、親子関係再構築への協力・支援が要請されています。
- ・ こどもの委託が終了する際は、状況に応じてその後のこどもとの交流について協議・調整します。
- ・ 委託終了後、こどもの成長や「家庭」での生活が送れたことの意義等についてパートナーと確認するとともに、今後の新たな受託（の可能性）について相談します。

6 ファミリーパートナーの取り組み状況

(令和8年3月末現在)

(1) ファミリーパートナーの認定(長野県の養育里親の登録)の状況

・ 在住市 松本市：15組 24名 塩尻市：7組 14名 安曇野市：7組 13名

合計 29組 51名

・ 年代 30代：4名 40代：13名 50代：24名 60代：10名

(2) 委託の状況

・ 委託児童の年齢 乳児：2名 幼児：8名 小学生：1名
中学生：0名 高校生：0名

・ 委託期間 ～1年：4名 1年～2年：2名 2年～3年：3名 3年～：2名



Ⅲ 私たち（里親支援機関）の理念・ビジョン

私たちの理念

私たちは、安心・安全な里親制度の推進を通じて、一人ひとりのこどもが大切にされ、その子らしく成長することのできる、豊かな地域社会の実現に貢献します。

私たちのビジョン

- 1 パートナーと私たちとの良好なパートナーシップにより、こども及び実親にとって安心・安全で質の高い養育里親体制の整備をします。
- 2 やむを得ない事情により、自分の家庭で暮らすことができないこどもでも、引き続き地域の「家庭」で暮らすことができる地域社会を実現します。
- 3 こどもの養育上さまざまな困難を抱えた家庭においても、こどもができる限りその家庭において暮らし続けられるよう、こども及び実親を支えることのできる地域社会の実現を目指します。
- 4 こどもがその子らしく成長することのできる地域社会の実現を念頭に置き、地域の関係者・関係機関や住民・企業・団体等との幅広く重層的なネットワークを構築します。

私たちの約束・目標

1 こども中心の活動

私たちは、すべての活動・支援において、こどもが権利の主体であることを念頭におき、こどもが中心となるよう努めます。

こどもの支援においては、こども一人ひとりの真の幸せの実現を考え、こどものポジティブな変化を追求します。

2 信頼関係の構築

私たちは、パートナーをはじめとする関係者・関係機関との信頼関係が、質の高い里親養育を確保するための基盤であることを認識し、すべての活動・支援においてその構築と向上に努めます。パートナーとともに、こども及び実親にとって安心・安全な里親養育の実現を追求することで、こども及び実親から信頼が得られるよう努めます。

私たちが大切にしている態度・姿勢

1 誠実・公正

私たちは、常に誠実・公正であることを心がけます。特に、双方向の開かれたコミュニケーションを大切にします。

2 前向き

私たちは、いつも前向きであろうとします。困難な課題にも向き合い、一步ずつ着実に前進することを目指します。

3 挑戦・成長

私たちは、完璧ではありません。よりよい活動・支援を目指して、挑戦と成長を続けます。

4 柔軟性

私たちは、こども及び実親、パートナーのそれぞれの事情をできる限り考慮し、柔軟な対応と選択を心がけます。

5 多様性の尊重・寛容さ

私たちは、さまざまな立場の人やその価値観・文化を尊重します。異なる見方や考え方、生活や行動の様式等をできる限り寛容に受け止めます。



IV Q & A

Q 松本市・塩尻市・安曇野市で自宅を離れて生活しているこどもは何人くらいいますか？

3市内では、約 82 人※のこどもが自宅を離れ、乳児院や児童養護施設などの施設で生活しています。※2026 年 7 月 1 日の状況
松本地域ではない遠方の施設で生活しているこどもたちもいます。

Q 預かるこどもは自分の養子になるのですか？

「養子縁組」ではありません。
パートナーは、実の家庭で生活できないこどもを自宅に迎え入れ、家庭に戻れるようになるまでの間、実親に代わり育てます。
期間は、数日～2 か月などの短期、半年～1 年、数年にわたる中長期などさまざまです。原則は 18 歳までですが状況によっては、こどもが 20 歳になるまで養育する場合もあります。
特別養子縁組により家庭にこどもを迎え入れたいと希望される場合には、「養子縁組里親」としての登録をご検討ください。

Q 何か資格などが必要ですか？

パートナーになるため、一定の要件・基準等がありますが、特別な資格は必要ありません。子育て経験がない場合でもパートナーになっていただくことが可能です。研修や実習等で必要な知識やスキルを学ぶとともに、里親支援機関等がチームを組んで養育を支援します。なお、「私たちの考える望ましいパートナー（家庭）像（P9）」についてもご参照ください。

Q こどもは無償で預かるのですか？

無償ではありません。こどもを迎え入れ育てている間は、規定により、県からこどもの生活に必要な費用（生活費、医療費、教育費など）や里親手当が支給されます。

<生活費> 乳児 65,910 円 乳児以外 57,080 円

<手 当> 1 人 90,000 円

＊こどもひとりあたりの金額（月額）です。※2026 年 4 月末現在

＊これらの収入からこどもの養育にかかわる経費を差し引いた額は、雑所得として確定申告の対象となります。

Q 共働き家庭ですが大丈夫ですか？

共働きであっても、パートナーになられる方はいらっしゃいます。保育所等の子育て支援サービスを利用する場合は、利用料や定員の確認等、市の担当部署との調整が必要です。

一方で、特に委託前の交流期間や委託の初期には、迎え入れるこどもの心のケアや安定した関係形成が重要です。こどもと向き合いながら養育していただく、その子に応じた期間を確保していただくよう願っています。

Q こどもの実親との関りはどうなりますか？

里親には、児童福祉法上、親子関係再構築への協力・支援が要請されています。

具体的には、委託前のパートナーと実親の顔合わせ、親子交流への協力、実親も参加する話し合いへの同席、写真等でこどもの様子を実親に伝えることなどが考えられます。

なお、児童相談所が里親委託時に実親に対して発行する「措置決定通知書」には、原則として里親の住所・氏名（＝こどもの生活場所）が記載されます。

また、迎え入れるこどもの養育の安定（＝里親家庭の安全）が脅かされると想定される場合には、里親の住所・氏名は記載しません。

Q 迎え入れるこどもはどのように決まるのですか？

児童相談所で養育里親委託が必要であると判断したこどもについて、そのこどもと家庭の状況等を考慮した上で児童相談所と里親支援機関が相談し、こどもが生活するのに適当と思われるパートナーの方に迎え入れの打診（意向の確認）をさせていただきます。

こどものニーズによるため、パートナーとなってもすぐに打診させていただく場合もあれば、こどものニーズに合わない場合には打診が行われないことになります。

パートナーの意向確認後、こどもとパートナーの事前交流を経て、双方の意向を最終的に確認した上で、実際にこどもの受け入れをお願いすることになります。

なお、里親委託は、原則としてこどもの実親の同意が必要となっています。

パートナーとしての登録は、こどもの委託をお約束するものではありませんので、予めご了承ください。

一方で、里親支援機関から打診があった場合、必ずこどもを受け入れなければならないということではありません。

また、こどもの一時保護が必要な場合は、こどもを迎え入れ、一定期間養育していただくことを打診させていただく場合があります。

Q 実子があります。登録申請できますか？

子育て中であっても、パートナーの認定を受けることは可能です。お子さんの心情へ十分配慮することが大切となるため、早い段階から十分に話をして里親となることについて理解、納得してもらうことが必要となります。

また、家族で協力の上、迎え入れるこどもの養育と実のお子さんの養育を両立することが求められます。なお、里親委託後に実のお子さんが不調をきたす、またはきたす恐れが生じた場合は、ご相談いただいた上で、基本的には実のお子さんの養育を優先していただくこととなります。

Q 大きな家に住んでいないとダメでしょうか？

迎え入れるこどもとパートナー家族が、生活するために必要な広さがあれば大丈夫です。自宅が持ち家でなく、借家であっても可能です。但し、こどもの年齢に応じて、個室の用意が必要です。

Q パートナーになるためにはどのくらいの期間がかかりますか？

面接や家庭訪問、乳児院や児童養護施設での養育実習、里親養育やこどもの発達についての講義などを受けていただきます。概ね1年から1年半ほどの期間が必要です。但し、その間に里親登録希望を中止にすることも可能です。

(問い合わせ)

松本赤十字乳児院 里親支援センターひまわり

〒390-0803 松本市元町 3-8-10

電 話 0263-31-5206(直通) (平日 9 : 00～17 : 00)

電子メール satooya@matsumoto-nj.jrc.or.jp



里親が育てる。

社会が支える。